

平成 28年度 事業計画

下線部が変更箇所

事業名	実施概要
I 仕事と家庭の両立支援事業	女性の就業や地域活動等の社会参加を促進するため、仕事と家庭の両立や女性のゆとりの創出、キャリアづくりを支援する。 1 チャイルドルーム運営事業（生活学習館委託事業） 子どもを持つ親が、生活学習館・図書館等において開催される行事、研修、学習、相談等のためこれらの施設を利用し、または就職活動等に取り組むにあたり、生活学習館内のチャイルドルームで、0歳から小学校就学前の健康な子どもを、保育士が一時的に預かる。 2 ファミリーサービスクラブ事業（県女性活躍推進課補助事業） 仕事と家庭の両立および女性の社会参加を支援するため、乳幼児や高齢者の世話、食事作り、買い物などを会員が互いに援助し合う「ファミリーサービスクラブ」の会員募集・登録や広報、研修などを支援する。 3 ふくい女性活躍支援センターの運営事業（生活学習館委託事業） 女性が働く場で、地域で、責任ある役割を担い、能力を十分発揮できる社会づくりを進めるため、次の事業を行う。 (1) 女性のキャリア相談や働く女性のネットワークづくり、図書 の貸出し等 (2) 再就職や育児休業復帰時の子育ての悩み相談 4 働く女性の応援事業 (1) 働く女性の交流会 働く女性の相互交流やネットワーク化を応援するため、仕事等の情報交換や仕事と家庭の両立支援をはじめとする悩みの相談等を行う交流会を開催する。 (2) 家事応援講座 仕事と家庭の両立やゆとりづくりを支援するため、家事効率化セミナーや男性向け家事講座等を行う。

事業名	実施概要
Ⅱ 研修、意識啓発および文化活動事業	男女が互いの理解と協力のもとに男女共同参画社会づくりを推進するとともに、チャレンジしたい女性の社会のあらゆる分野における活躍を推進することを目的として講座を実施する。 また、男女共同参画への関心や理解を深めるために「きらめきフェスティバル」を開催するとともに、文化活動を支援する。 <u>1 男女共同参画学習講座（生活学習館委託事業）【拡充】</u> 男女共同参画を推進する講座、女性のキャリアアップや再就職を支援する講座および次世代の育成を支援する講座に加え、<u>新たに、企業の管理職対象の女性人材の育成を図る講座や男性の家事・育児参画を応援する講座を実施する。</u> 2 ふくいきらめきフェスティバル（生活学習館補助事業） 県民の理解と参加のもと、男女共同参画の普及啓発を図るため、男女が互いに協力し、その能力を十分に発揮して企画、立案、運営する講演会やワークショップ、体験講座等を行う。 開催日 平成28年6月5日（日） 会 場 小浜市働く婦人の家他 3 文化講座 興味や趣味を活かした講座を定期的に開催するとともに成果発表の作品展を開催する。 ・パッチワーク講座 月2回 ・押し花講座 月1回
Ⅲ 情報収集・提供事業	女性の自立や男女共同参画の促進を図るため、女性に関する情報を収集し、女性の直面している様々な問題に対して相談などを通じて情報提供を行う。 1 機関紙発行（県女性活躍推進課補助事業） 財団事業内容、女性団体の紹介、活躍する女性に関する情報などを収集し、機関紙「かがやく女性」により提供する。 ・年2回 9月、3月発行 ・6,000部／回発行 2 ホームページや新聞等の広報活動（県女性活躍推進課補助事業） ホームページや新聞等を利用し、財団事業の紹介等を行う。 URL http://www.fjhosei.or.jp

事業名	実施概要
IV 女性団体活動支援事業	3 男女共同参画ポータルサイト運用（県女性活躍推進課委託事業） 女性のチャレンジを支援するため、活躍する女性の人材情報やチャレンジに必要な情報を管理し、情報発信を行う。 （1）女性人材発掘活用 地域や企業など社会のあらゆる分野において、十分な知識や能力を有しているが埋もれている女性を発掘し、人材データベースに登録するとともに、人材情報をホームページから発信し、活躍の場を与え、女性の登用を促進する。 （2）女性の元気チャレンジ情報発信 女性が社会のあらゆる分野で活躍・チャレンジするために必要な講座や制度などの情報をホームページから効率的に発信する。 4 女性総合カウンセリング事業（生活学習館委託事業） 様々な問題について、相談を行うとともに、他の相談機関との連携を密にし、情報の共有、連携を図ることにより、よりの確なサポートを行う。 （1）相談業務 一般相談や特別相談（法律相談とこころの相談）を行う。 （2）配偶者暴力被害者支援センターに係る業務 配偶者からの暴力に関する相談等を行う（男性からの相談を含む）。 女性団体の啓発活動や交流の促進、組織の強化に関する事業を支援する。 1 女性団体支援事業（県女性活躍推進課補助事業） （1）県民啓発促進 女性団体の男女共同参画啓発活動等を支援する。 対象：講演会・研修会等の開催 （2）情報発信促進 女性団体の会員や住民への情報発信事業を支援する。 対象：広報紙の発行 （3）会員交流促進 女性団体の情報交換を行う会員交流事業を支援する。 対象：交流会、研修会等の開催 （4）組織強化 女性団体の組織強化のための活動を支援する。 対象：会員勧誘チラシ作成、勧誘行事開催、組織内勉強会、専門家等からの指導等

事業名	実施概要
V 配偶者暴力の防止と被害者支援 VI 就業の支援	2 女性団体交流事業（県女性活躍推進課補助事業） （1）県域団体情報交換会 県域団体同士が情報交換を通じて連携を密にするとともに、団体活動の活性化を図る。 （2）市町ネットワーク情報交換会 市町ネットワーク同士が情報交換を通じて連携を密にするとともに、団体活動の活性化を図る。 （3）新年のつどい 女性団体の交流を深め、連携を強化する。 配偶者暴力被害者自立支援事業 配偶者暴力の被害を受けて生活面で困っている者に対して、配偶者暴力被害者支援センターと連携の上、自立のための緊急支援を行う。 職業紹介事業（生活学習館委託事業） 主に女性を対象に、ふくい女性活躍支援センターにおいて職業紹介事業として、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供や、求人・求職の受理、職業の紹介、あっせん等を行う。